



# 佐賀県公報

平成19年  
4月4日  
(水曜日)  
第12887号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の名称及び所在地の

変更

(一九四・長寿社会課) 一

○道路の区域の変更

(一九五・道路課) 一

○道路の供用開始

(一九六・" ) 二

## 公 告

○平成十九年度調理師試験の実施

(健康増進課) 二

○開発行為に関する工事の完了

(まちづくり推進課) 三

○ゆか(フルセット)スプリングタイプ等の購入に係る一般競争入

札

(用度管財課) 三

## 選挙管理委員会事項

◎地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、

同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙

権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに

地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有す

る者の総数の三分の一の数

(告示・三二六) 五

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第百九十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十九年四月四日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称		所在地	変更年月日
	旧	新		
福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	亀山オートサービス	サポート中九州	鳥栖市本鳥栖町字上鳥栖八三四番地三	平成一九・二・一
			鳥栖市酒井西町六一〇番地一	

### ◎佐賀県告示第百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年四月四日から平成十九年五月七日まで佐賀県交通部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		幅員メートル	延長メートル
	区間	変更前後の別		
一般国道二六四号	三養基郡みやき町大字西島字土居副三三三三番二地先から三養基郡みやき町大字江口字杉土居外二ノ角五二四七番一地先まで	後	三〇・五	五七七・〇
	三養基郡みやき町大字西島字土居副三三三三三番二地先から三養基郡みやき町大字江口字杉土居外二ノ角五二四七番一地先まで	前	一九・七	六〇九・八
			一一・二	

◎佐賀県告示第百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年四月四日から平成十九年五月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成十九年四月四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六四号	三養基郡みやき町大字西島字土居副三三三三番一 地先から 三養基郡みやき町大字江口字杉土居外二ノ角五二 四七番一地先まで	平成一九・四・二二

○ 公 告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項に規定する平成19年度調理師試験を次のとおり行います。

平成19年4月4日

佐賀県知事 古川 康

- 1 試験の日時  
平成19年7月12日(木)午後1時から午後4時30分まで
- 2 試験の場所  
はがくれ荘(佐賀市天神二丁目1番36号)
- 3 受験資格  
中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に該当する者)で、次に掲げる施設又は営業において2年以上調理業務に従事したもの

(1) 寄宿舎、学校、病院等の施設であつて継続して1回20食以上又は1日50食以上の飲食物を調理して供与するもの

(2) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条に掲げる飲食店営業、魚介類販売業又はそらざい製造業

4 試験科目及び方法  
次の科目を筆記試験で行います。

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

5 受験願書の配布

平成19年4月23日(月)から県内各保健福祉事務所又は佐賀県健康福祉本部健康増進課(佐賀市内一丁目1番59号)において配布します。

6 受験願書の受付期間

平成19年5月21日(月)から平成19年5月25日(金)まで  
ただし、郵送の場合は、平成19年5月25日(金)までの消印のあるものに限りに受け付けます。

7 受験願書の提出先

県内各保健福祉事務所  
ただし、郵送の場合は必ず書留郵便としてください。

8 提出書類

次に掲げる書類を提出してください。

なお、平成18年度佐賀県調理師試験の受験票(佐賀県健康増進課印があるものに限る。)の提出をもって、(2)及び(3)に掲げる書類の提出を省略することができます。

(1) 受験願書(佐賀県調理師法施行細則(昭和34年佐賀県規則第67号)第1号様式)

(2) 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し

(3) 調理業務従事証明書(佐賀県調理師法施行細則第2号様式)

<p>(4) 写真 (6か月以内に撮影した正面脱帽上半身像、縦5センチメートル、横4センチメートルのもの1枚を受験願書の写真欄にはり付けること。)</p> <p>(5) 受験票 (50円切手をはり付けること。)</p> <p>9 試験手数料 6,100円 (佐賀県収入証紙を受験願書にはり付けること。)</p> <p>10 合格発表の日時及び場所 日時 平成19年8月2日(木) 午後1時 場所 佐賀県庁前の掲示板及び県内各保健福祉事務所 あわせて、合格者には合格証書を送付します。</p> <p>11 その他 (1) 試験の詳細については、県内各保健福祉事務所又は佐賀県健康福祉本部健康増進課にお問い合わせください。 (2) 佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条に基づき簡易開示制度により、試験結果の科目別得点及び総合得点を、受験者のうち希望する者に、原則として合格発表の日から1か月間、佐賀県健康福祉本部健康増進課において開示します。</p> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。 平成19年4月4日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称 神崎市神崎町田道ヶ里2357番7、2380番1及び2381番1</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 佐賀市兵庫南三丁目14番22号 積水ハウス株式会社佐賀支店</p>	<p>次のとおり一般競争入札を行います。</p> <p>平成19年4月4日</p> <p>収支等命令者 佐賀県出納局用度管財課長 佐々木 邦 晴</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 品名・数量 ゆか(フルセット)スプリングタイプ 1組 ゆか(カーペットフエイス除く。)スプリングタイプ 1組</p> <p>ゆか運搬車 10台 着地マット(7種) 1式 追加マット(4種) 1式</p> <p>(2) 入札条件等 入札条件書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成19年5月24日(木)</p> <p>(4) 納入場所 佐賀県総合体育館</p> <p>2 入札に参加するために必要な資格</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点ですること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第172号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。</p> <p>(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。</p>
---	---

<p>(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要な事項を記入のうえ直接持参して提出すること。</p> <p>① 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所</p> <p>郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県出納局用度管財課用度担当 電話0952-25-7194 E-mail: youdokanzai@pref.saga.lg.jp</p> <p>② 申請書様式の入手先 用度管財課又は佐賀県ホームページ (<a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>)</p>	<p>3 入札者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、「入札参加届」を平成19年4月24日(火)までに用度管財課に持参又は郵送(必着)してください。</p> <p>なお、「入札参加届」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出してください。</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札条件書及び入札参加届の交付方法 平成19年4月4日(水)から平成19年4月24日(火)までの期間、佐賀県ホームページに掲載する。また、上記2①の部局で随時交付する。</p> <p>(2) 入札書の提出方法 上記2①の部局に持参し、又は郵送すること。 なお、郵送の場合は書留郵便とし、平成19年4月26日(木)14時までに上記2①の部局に必着とします。 到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封しません。また、封筒の表に「平成19年度 ゆか等5品目の物品調達入札書在中」と朱書きしてください。</p> <p>(3) 入札書の提出期限 平成19年4月26日(木)14時必着</p>
<p>(4) 開札の日時及び場所 平成19年4月26日(木)14時30分 佐賀県庁本館1階入札室</p> <p>(5) 入札の延期 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に上記2①の部局に確認すること。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。</p> <p>イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。</p> <p>(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者</p> <p>(4) 入札の中止</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。</p> <p>ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。</p> <p>イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。</p> <p>ウ 入札参加資格を有するものが2者以上いなかったとき。</p>	

<p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法</p> <p>ア 入札金額が入札書比較価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。</p> <p>イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位 of 者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。</p> <p>ウ 落札となるべき同梱の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。</p> <p>この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>エ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札(第一回目を含め2回を限度とする。)を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を変更で行う。</p> <p>(7) 詳細は、「入札条件書」による。</p> <p>(8) 「入札までの手続きの流れ」を添付していただきますので参考にしてください。</p> <p>(9) 契約条項を示す場所、入札条件書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県出納局用度管財課用度担当 電話0952-25-7194 E-mail : youdokanzai@pref.saga.lg.jp</p> <p>(10) この調達契約は、1994年4月15日ワークショップで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>6 Summary</p> <p>(1) Product Name :</p>	<p>Floor exercise spring type floor (full set) 1 set</p> <p>Floor exercise spring type floor (without carpet face) 1 set</p> <p>Trolley for floor components 10</p> <p>Landing mat 1 set</p> <p>Supplemental mat 1 set</p> <p>(2) Delivery period : May 24, 2007</p> <p>(3) Time limit for tender : 14:00pm., April 26, 2007</p> <p>(4) A contact point for the notice : Supplies &amp; Property Custody Division, Accounting Department, Saga Prefectural Government, 1-1-5Jlonai Saga City Saga Prefecture 840-8570 Japan TEL0952-25-7194</p>
<p>○ 選挙管理委員会事項</p> <p>●佐賀県選挙管理委員会告示第三十六号</p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。</p> <p>平成十九年四月四日</p> <p>佐賀県選挙管理委員会 委員長 松 尾 紀 男</p> <p>一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数</p>	

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数  
 一三、八五九人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
 一八二、一五五人

選挙区名 三分の一の数

佐賀市	四三、一五九人
唐津市	二〇、八三三人
鳥栖市	一六、九五五人
多久市	六、一七九人
伊万里市	一五、六二七人
武雄市	九、〇〇五人
鹿島市	八、五八九人
小城市	一二、二〇〇人
佐賀郡	一九、七八八人
神埼郡	一三、六五五人
三養基郡	一四、七〇四人
東松浦郡	一六、五五三人
西松浦郡	五、九一三人
杵島郡	一六、九六四人
藤津郡	一〇、八五六人

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年四月四日印刷及び発行  
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
 印刷所 株式会社 古川総合印刷